

※【 】内は難しい言葉を簡単に直したものです

てい そ がい よう さいばんしょ うった おこ おも ないよう
提 訴 概 要 【裁判所などに訴えを起こす、その主な内容】

2018/5/17

だい そじょう ようし うった おも ないよう
第1 訴状の要旨 【訴えの主な内容】

1 とうじしゃ
当事者

(1) げんこく うった おこ もの
原告 【訴えを起こしている者】

こじま きく お しょうわ ねん がつ にちうまれ
・小島喜久夫さん (昭和16年5月30日生)

(2) ひこく うった もの
被告 【訴えられている者】

くに
国

2 せいきゅうこんきよ うった ようきゅう りゆう
請求根拠 【訴えを要求する理由】

こつかばいしょうほう1じょう1こうにもとづくそんがいばいしょ
国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

くに こうむいん そんがい あた つぐな せきんに つぐな もと
【国や公務員が損害を与えたら 償いをする責任があるので、償いを求める】

3 きゅうゆうせいほごほう
旧優生保護法とは

ゆうせいじょう けんち ふりょう しそん しゅっせい ぼうし もくてき ほうりつ
優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止することを目的とする法律。

【「優れた人を増やし、劣った人が増えないようにする考え方」を「優生思想」

といいます。「優生保護法」は、優生思想に立って、「よくない子」が産まれるの

を防ぐための法律です。この法律は昭和23年にできました。

この法律では、知的障がい者(当時は「精神薄弱」と言われました)・精神障

がい者・遺伝する病気を持つ人が「劣った人」とされました。ですが、知的障が

い者・精神障がい者・遺伝する病気を持つ人を「劣った人」と決めつけたこと自体
がいけないことです。】

本人が、「遺伝性精神病」「遺伝性精神薄弱」等であることや非遺伝性の
「精神病又は精神薄弱」であることを理由として、都道府県優生保護審査会
の審査を経れば本人の同意がなくとも、男女を問わず、生殖を不能とする方
法（精管や卵管を結さつ又は切断及び結さつ）による手術（優生手術）や
人工妊娠中絶を受けさせることが認められていた。

【優生保護法では、各地域の審査会で、子どもを作ることができなくなる手術や
中絶をするかどうかを決めることができました。この審査会が決めると、知的
障がい者や精神障がい者は、たとえ本人が子どもを欲しいと言っても、子ども
を作ることができなくなる手術や中絶を受けさせられました。】

昭和24（1949）年から平成8（1996）年までの間に、本人の同意
なく審査により行われた優生手術は約1万6500件に上る。

平成8（1996）年に母体保護法に改正。「不良な子孫の出生防止」に
関する条文、遺伝性疾患・精神病を理由とした不妊手術や中絶を認める条項
が削除された。

【知的障がい者・精神障がい者・遺伝する病気を持つ人に子どもを作らせない
ようにするという考えをあらため、「優生保護法」は「母体保護法」という法律
に変わりました。これは平成8年（1996年）のことです。

母体保護法では、「よくない子どもが産まれないようにする」という内容の

文章がなくなりました。

また、知的障がい者・精神障がい者・遺伝する病気を持つ人が子どもを作る

ことができないようにする手術をやめました。

知的障がい者・精神障がい者・遺伝する病気を持つ人が妊娠したときに、本人

は産みたくても中絶することもやめました。】

4 被害状況

- ・ 農家の夫婦に引き取られて、長男として育つ
- ・ 2歳のときに小児麻痺になり、右足に障害が残る
- ・ 養父母の間に弟、妹が誕生してから、養父母と祖母の態度が冷たくなり

素行が荒れるようになる

- ・ 19歳ころに、警察官に手錠を嵌められて中江病院に連行されて入院
- ・ 数ヶ月後に、同院にて「精神分裂病」を理由に優生手術（優生手術の記録はない）
- ・ 優生手術から1年ほど後に、中江病院から脱走して、叔母に保護される

5 国の責任

厚生労働大臣の政策遂行上の不作為の違法+国会の立法不作為の違法

【するべき方策を行わなかったのは法に違反しているとの訴え】

(1) 旧優生保護法は、子どもを産むか産まないかの選択の自由（「リプロダクティブ・ライツ」憲法13条）を侵害し、かつ平等原則（憲法14条1項）に違反することが明らかであり、国は平成8（1996）年に母体保護法に改正したにもかかわらず、何ら被害回復措置を取っていない。

(2) 法改正後、国連の国際人権（自由権）規約委員会や女性差別撤廃委員会から国に対し、被害者に対する補償措置を求める勧告がなされても、国は補償措置をとっていない。日弁連が優生手術及び人工妊娠中絶に関する実態調査と被害者に対する謝罪や補償等を求めているが、国は現在まで応じていない。

【補償とは：負わされた損害や、心や体の損失を金銭で償う事】

(3) ハンセン病患者の隔離政策に対し、平成13（2001）年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、平成20年（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立したにもかかわらず、同様に人権侵害が著しい優生手術の被害者に対する補償については検討されていない。

(4) 平成16（2004）年3月の参議院厚生労働委員会で、当時の坂口力厚生労働大臣が、旧優生保護法下で不妊手術を受けた人がいることは紛れもない事実であることを認め、「そうした事実を今後どうしていくかという

ことは、今後私たちも考えていきたい」旨を答弁したが、その後、被害者に対する実態調査や補償措置は行われていない。

- (5) 厚生労働省及び国会は、遅くとも坂口厚労大臣の答弁があった平成16(2004)年3月には、明らかな人権侵害・被害の重大性と被害回復の必要性を明確に認識していたにもかかわらず、調査・政策遂行及び立法に必要な合理的期間である3年を経過した平成19(2007)年3月を経過しても何ら政策遂行及び立法をしなかった。

かかる厚生労働大臣と国会の不作為は国家賠償法上の違法にあたり、故意・過失も認められる。

6 損害

原告は、優生手術により、憲法13条により保障されているリプロダクティブ・ライツを侵害され、子どもを持つ機会を奪われるなど著しい苦痛を被った。原告の精神的苦痛に対する慰謝料としては3000万を下らない。

その他、本件における弁護士費用300万円。合計3300万円。そのうち1100万円のみ請求する。

第2 今後の活動予定

1 ひがいしゃむ でんわそうだん じっし
被害者向け電話相談の実施

がつ にち げつ ごぜん じ ごご じ ほっかいどうごうどうほうりつじむしょ
5月21日(月) 午前10時～午後5時 @北海道合同法律事務所

2 ぜんこくべんごだんけっせい
全国弁護団結成

がつ にち にち とうきょう
5月27日(日) @東京

【お問い合わせ先】

ほっかいどうごうどうほうりつじむしょ べんごし おのでらのぶかつ
北海道合同法律事務所 弁護士 小野寺信勝

011-231-1888

い じょう
以 上